

大阪狭山市監査委員告示第6号

地方自治法第242条第9項の規定に基づき住民監査請求（大阪狭山市職員措置請求書）に係る監査結果（勧告）に対する措置について通知があったので、同項の規定に基づき当該措置を下記のとおり公表する。

令和2年(2020年)7月21日

大阪狭山市監査委員
北井末廣
上谷元忠

記

1 勧告年月日

平成30年5月31日

2 勧告内容等

(1) 勧告

- ① 市長は岩室財産区管理者として、メルシー for SAYAMA株式会社に対し、濁り池の不法占有状態の解消を図る協議を行い、損害賠償等については、必要な措置を講じられたい。
- ② 市長は岩室財産区管理者として、濁り池について適正な使用許可手続がなされるまで岩室財産区の損害が生じるため、速やかに岩室財産区特別会計及び一般会計の収入として経理できるよう必要な措置を講じられたい。
- ③ 上記①及び②に対する措置の期限は、平成30年12月末日までとする。

- ④ 自治法第242条第9項の規定に基づき、期間内に必要な措置を講じられたときには、速やかにその旨を通知されたい。

(2) 意見

- ① 本件を監査するにあたって、根本的な問題は、関係法令の確認を怠り、誤った判断をしたまま、拙速に事業を進めたことにあると思われる。市長が岩室財産区管理者並びにメルシー f o r S A Y A M A 株式会社代表取締役の双方代理となったまま、あえて事業を進めた結果、大阪狭山市及び岩室財産区に損害が生じていることは、誠に遺憾である。

監査委員の勧告に対する措置を講じるにあたっては、長の事務の委任・臨時代理（自治法第153条第1項）の規定により、双方代理（民法第108条）の禁止規定に抵触する行為とならないように、適宜、補助機関である職員に委任する等、適正に対処されたい。

- ② 財産区財産の管理及び処分等について、岩室財産区においては早急に管理運営組織の設置について努力されたい。また、再発防止のため、市条例等の規定を検証されたい。

- ③ 今般の勧告について、市長は、財産区管理者及び市長として措置を講じることにより、メルシー f o r S A Y A M A 株式会社に対しては濁り池使用の問題解決のため、出資者として指導、監督を行い、メルシー f o r S A Y A M A 株式会社代表取締役として適正に対処されたい。

3 措置年月日

令和2年7月20日

4 措置状況

別紙の写しのとおり



大 狭 財 第 7 0 号
令和 2 年 (2020 年) 7 月 2 0 日

大阪狭山市監査委員

北 井 末 廣 様
上 谷 元 忠 様

大阪狭山市長 古 川 照



大阪狭山市職員措置請求に係る監査の結果に対する措置について

平成 3 0 年 5 月 3 1 日付け大狭監第 2 0 2 8 号による監査の結果について、別添の
とおり措置を講じたので、地方自治法第 2 4 2 条第 9 項の規定により通知します。

大阪狭山市職員措置請求に係る監査結果の措置の内容

平成30年5月31日に住民監査請求に基づき、平成30年12月末日までに必要な措置を求める勧告が出され、平成30年12月27日付けで監査結果に対する措置状況について報告し、引き続き正常化に向け取り組み、措置した内容については随時通知することとしました。

引き続き正常化に向け取り組み、措置した内容については随時監査委員に報告してまいりましたが、今回勧告された内容について必要な措置を行い、完了しましたので

下記のとおり報告します。

また、当初の措置に不服があるとして、住民訴訟が平成31年1月24日付けで提起されましたが、下記の措置が行われたことから訴えの利益がないとして、令和2年2月21日付けで訴えは却下されました。

記

1. 平成31年1月26日、大阪狭山市総務部財政グループ（財産区担当）が、岩室自治会の会館にて岩室地区住民に対して、財産区に関する勉強会を行いました。また、勉強会実施後、岩室自治会の臨時総会が開催され、将来のため池の管理を見据えて財産区管理会を立ち上げる方向性が決定されました。
2. 令和元年10月1日、池之原地区会地区長及び岩室自治会会長より岩室財産区管理者あてに、岩室財産区管理会の設置について手続の依頼を受け付けました。（別紙1のとおり）
3. 令和元年10月15日、岩室自治会総会において、濁り池における岩室財産区財産の処分（目的外使用）することが承諾され、令和元年11月1日、池之原地区会へ承諾書が提出されました。（別紙2のとおり）
4. 令和元年10月16日、池之原地区会役員会において、濁り池における岩室財産区財

産の処分（目的外使用）することが決定されました。（別紙３のとおり）

５．令和元年１０月２５日、令和元年（２０１９年）招集大阪狭山市議会定例会１０月緊急議会において、議案第４８号大阪狭山市財産区管理会の設置等に関する条例の一部を改正する条例（岩室財産区管理会を設置するもの）についてが議決されました。（別紙４のとおり）

６．令和元年１０月２５日、令和元年（２０１９年）招集大阪狭山市議会定例会１０月緊急議会において、議案第５６号、議案第５７号、議案第５８号、議案第５９号、議案第６０号、議案第６１号、議案第６２号岩室財産区管理会の財産区管理委員の選任についてが同意されました。（別紙５のとおり）

７．令和元年１１月１７日、池之原水利組合役員会において、濁り池における岩室財産区財産の処分（目的外使用）することが承諾され、同日、池之原地区会へ承諾書が提出されました。（別紙６のとおり）

８．令和元年１１月１９日、池之原地区会から岩室財産区管理者に対し、濁り池における処分（目的外使用）申請を受け付けました。（別紙７のとおり（別紙２、別紙３、別紙６を添付して申請））

９．令和元年１２月６日付けで、岩室財産区は、関係する住民との調整やメルシーfor SAYAMA 株式会社との交渉の結果、平成２８年８月１日以降の濁り池の太陽光発電事業に係る使用に関し、同社は解決金として４，７９７，１９１円の支払い義務があり、任意で弁済することを認めたため、同社と和解を締結しました。（別紙８－１のとおり）

また、令和元年１２月２０日、令和元年（２０１９年）招集大阪狭山市議会定例会１２月定

例月議会において、議案第 72 号和解についてが議決されました。(別紙 8-2 のとおり)

なお、令和 2 年 1 月 6 日までに、解決金は全額弁済されました。

10. 令和元年 12 月 20 日、令和元年(2019 年)招集大阪狭山市議会定例会 12 月定例月議会において、議案第 77 号大阪狭山市岩室財産区行政財産使用料条例について、議案第 79 号大阪狭山市行政財産使用料条例について、議案第 80 号大阪狭山市岩室財産区基金条例についてが議決されました。(別紙 9 のとおり)

11. 令和元年 12 月 20 日、令和元年(2019 年)招集大阪狭山市議会定例会 12 月定例月議会において、議案第 82 号令和元年度(2019 年度)大阪狭山市岩室財産区特別会計予算についてが議決されました。なお、予算の概要は、解決金の受入、岩室財産区基金への積立、一般会計への繰出であります。(別紙 10 のとおり)

12. 令和元年 12 月 20 日、令和元年(2019 年)招集大阪狭山市議会定例会 12 月定例月議会において、議案第 83 号令和元年度(2019 年度)大阪狭山市一般会計補正予算(第 7 号)についてが議決された。なお、予算の概要は、岩室財産区特別会計からの一般会計への繰入金の計上であります。(別紙 11 のとおり)

13. 令和元年 12 月 27 日、太陽光発電事業者となる株式会社共立電機製作所(宮崎県宮崎市高岡町高浜 1495 番地 55 号)から、令和 2 年 1 月 1 日からの濁り池の使用に係る行政財産使用許可申請書が提出され、令和元年 12 月 27 日付けで使用許可を行いました。(別紙 12-1、別紙 12-2 のとおり)



別紙 1

令和元年10月1日

岩室財産区管理者
大阪狭山市長 古川 照人 様

池之原地区会

地区長

岩室自治会

会長

岩室財産区管理会の設置について

今般、岩室財産区管理会を設置することについて、両地区において関係者一同の承諾を得たので、諸手続きを依頼します。

令和元年 // 月 / 日

池之原地区会

地区長 様

岩室自治会

会長

財産区財産の処分（目的外使用の許可）についての承諾書

下記物件の処分（目的外使用の許可）に関し、岩室自治会において協議が整いましたのでこれを異議なく承諾致します。

1. 物件表示

所 在		地目	地積 (㎡)	備 考
町 名	地 番		公簿面積	
大阪狭山市岩室 3 丁目	302 番 1	溜池	9684	
大阪狭山市岩室 3 丁目	302 番 2	堤	1378	

岩室財産区財産の処分に関する岩室自治会総会議事録

1. 日 時 令和元年10月15日(火)
開 会 19 時 30分
閉 会 20 時 30分

2. 場 所 岩室会館

3. 出席者 43名(委任状含む)

4. 議 長 会長

5. 付議事件 岩室財産区財産：濁り池の処分(目的外使用の許可)について

6. 付議事件説明

濁り池は、岩室財産区財産の農業用溜池として機能してきたところであるが、農業従事者の減少により日常の維持管理が困難な状況となっている。さらに今後、老朽化等による改修工事費や修繕費の財源を確保することが非常に厳しいところであり、現状のままでは適正な維持管理を続けていくことが困難な状況にある。

このようなことから、ため池の構造や本来の用途又は目的が阻害されず効率的利用の見地から、太陽光発電実施のために濁り池を目的外使用させることについて、許可することを決定するものである。

物件表示

所 在		地目	地積 (㎡)	備 考
町 名	地 番		公簿面積	
大阪狭山市岩室3丁目	302番1	溜池	9634	
大阪狭山市岩室3丁目	302番2	堤	1378	

7. 総会決議内容

(1)所有者の確認について

大阪狭山市岩室3丁目302番1、同番2の濁り池は、登記簿の所有者には「狭山町」と表示されているが、昭和44年に、所有者「共有地」であったものを、理由は不明であるが、便宜上「狭山町」として登記されたものである。

当該財産は岩室財産区が従来から管理しているもので、築造年月日は不詳であるが、古くから旧岩室村の農業用水溜池として機能していたことが歴史的経過からも伺えることから、岩室財産区有の財産であることを改めて確認した。

岩室財産区への所有権の移転登記にかかる事務手続きを、岩室財産区管理者大阪狭山市長に依頼する。

(2)処分(目的外使用の許可)について

当該物件を次のように処分(目的外使用の許可)することについて、異議なく承認する。処分に係る事務手続きを、岩室財産区管理者大阪狭山市長あてに依頼する。

① 使用の目的

水上太陽光発電事業実施のため

② 使用許可の相手方

住 所 宮崎県宮崎市高岡町高浜1495番地55

名 称 株式会社共立電機製作所

③ 使用許可の期間

令和2年1月1日から令和18年11月30日まで

④ 使用料

年額2,126,400円(月額177,200円)

※ただし、令和2年1月分から令和5年12月分までは、

年額1,500,000円(月額125,000円)とし、

令和6年1月分のみ月額134,482円とする。

(3)処分金の使途

処分金の1/3を大阪狭山市の一般会計に繰り入れ、残りの2/3を岩室財産区における公共事業に充当するため、岩室財産区特別会計で管理を依頼する。

本件については、役員に一任されているため、本役員会の決議をもって総会の決議とする。

本議事録が正確であることを証するため、出席役員全員が署名捺印する。

令和元年10月15日

役職名	氏 名	住 所	印
会長			
副会長			
会計			

岩室財産区財産の処分に關する池之原地区会役員会議事録

1. 日 時 令和元年 10 月 16 日 (水)
開 会 19 時 00 分
閉 会 20 時 30 分
2. 場 所 池之原 会館
3. 出席者 5 名 (委任状含む)
4. 議 長 地区長 [REDACTED]
5. 付議事件 岩室財産区財産：濁り池の処分 (目的外使用の許可) について

6. 付議事件説明

濁り池は、岩室財産区財産の農業用溜池として機能してきたところであるが、農業従事者の減少により日常の維持管理が困難な状況となっている。さらに今後、老朽化等による改修工事費や修繕費の財源を確保することが非常に厳しいところであり、現状のままでは適正な維持管理を続けていくことが困難な状況にある。

このようなことから、ため池の構造や本来の用途又は目的が阻害されず効率的利用の見地から、太陽光発電実施のために濁り池を目的外使用させることについて、許可することを決定するものである。

物件表示

所 在		地目	地積 (㎡)	備 考
町 名	地 番		公簿面積	
大阪狭山市岩室 3 丁目	302 番 1	溜池	9634	
大阪狭山市岩室 3 丁目	302 番 2	堤	1378	

7. 役員会決議内容

(1) 所有者の確認について

大阪狭山市岩室 3 丁目 302 番 1、同番 2 の濁り池は、登記簿の所有者には「狭山町」と表示されているが、昭和 44 年に、所有者「共有地」であったものを、理由は不明であるが、便宜上「狭山町」として登記されたものである。

当該財産は岩室財産区が従来から管理してきているもので、築造年月日は不詳であるが、古くから旧岩室村の農業用水溜池として機能していたことが歴史的経過からも伺えることから、岩室財産区有の財産であることを改めて確認した。

岩室財産区への所有権の移転登記にかかる事務手続きを、岩室財産区管理者大阪狭山市市長に依頼する。

(2) 処分 (目的外使用の許可) について

当該物件を次のように処分 (目的外使用の許可) することについて、異議なく承認する。処分に係る事務手続きを、岩室財産区管理者大阪狭山市市長あてに依頼する。

- ① 使用の目的
水上太陽光発電事業実施のため
- ② 使用許可の相手方
住 所 宮崎県宮崎市高岡町高浜 1 4 9 5 番地 5 5
名 称 株式会社共立電機製作所
- ③ 使用許可の期間
令和 2 年 1 月 1 日から令和 1 8 年 1 1 月 3 0 日まで
- ④ 使用料
年額 2, 1 2 6, 4 0 0 円 (月額 1 7 7, 2 0 0 円)
※ただし、令和 2 年 1 月分から令和 5 年 1 2 月分までは、
年額 1, 5 0 0, 0 0 0 円 (月額 1 2 5, 0 0 0 円) とし、
令和 6 年 1 月分のみ月額 1 3 4, 4 8 2 円とする。

(3) 処分金の使途

処分金の 1 / 3 を大阪狭山市の一般会計に繰り入れ、残りの 2 / 3 を岩室財産区における公共事業に充当するため、岩室財産区特別会計で管理を依頼する。

本議事録が正確であることを証するため、出席役員全員が署名捺印する。

令和元年 10 月 16 日

役職名	氏 名	住 所	印
地区長	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
副 長	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
副地区長	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
書記	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
会計	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]

大阪狭山市財産区管理会の設置等に関する条例
の一部を改正する条例について

大阪狭山市財産区管理会の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり
提出する。

令和元年(2019年)10月25日提出

大阪狭山市長 古川 照 人

大阪狭山市財産区管理会の設置等に関する条例の一部を改正する条例

大阪狭山市財産区管理会の設置等に関する条例(平成18年大阪狭山市条例第4号)
の一部を次のように改正する。

第1条中「池尻財産区」の次に「、東野財産区、岩室財産区」を加える。

第2条の表池尻財産区の項の次に次のように加える。

東野財産区	東野財産区管理会	7人
岩室財産区	岩室財産区管理会	7人

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和元年 10月25日 原案可決

大阪狭山市議会議長 片岡由利子



岩室財産区管理会の財産区管理委員の選任につ
いて

下記の者を岩室財産区管理会の財産区管理委員に選任したいので、大阪狭山市財産
区管理会の設置等に関する条例（平成18年大阪狭山市条例第4号）第3条第1項の
規定により、議会の同意を求める。

令和元年(2019年)10月25日提出

大阪狭山市長 古川 照 人

記

住 所 大阪府大阪狭山市岩室二丁目136番地の1

氏 名 辻 信 夫

昭和13年10月24日生

令和元年 10月25日 同 意

大阪狭山市議会議長 片岡由利



岩室財産区管理会の財産区管理委員の選任につ
いて

下記の者を岩室財産区管理会の財産区管理委員に選任したいので、大阪狭山市財産
区管理会の設置等に関する条例（平成18年大阪狭山市条例第4号）第3条第1項の
規定により、議会の同意を求める。

令和元年(2019年)10月25日提出

大阪狭山市長 古川 照 人

記

住 所 大阪府大阪狭山市池之原三丁目1006番地

氏 名 谷 脇 俊 行

昭和23年4月11日生

令和元年 10月25日 同 意

大阪狭山市議会議長 片岡由利



岩室財産区管理会の財産区管理委員の選任につ
いて

下記の者を岩室財産区管理会の財産区管理委員に選任したいので、大阪狭山市財産
区管理会の設置等に関する条例（平成18年大阪狭山市条例第4号）第3条第1項の
規定により、議会の同意を求める。

令和元年(2019年)10月25日提出

大阪狭山市長 古川 照人

記

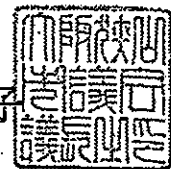
住 所 大阪府大阪狭山市池之原三丁目1038番地の1

氏 名 面井 忠好

昭和26年12月26日生

令和元年 10月25日 同 意

大阪狭山市議会議長 片岡由利子



岩室財産区管理会の財産区管理委員の選任につ
いて

下記の者を岩室財産区管理会の財産区管理委員に選任したいので、大阪狭山市財産
区管理会の設置等に関する条例（平成18年大阪狭山市条例第4号）第3条第1項の
規定により、議会の同意を求める。

令和元年(2019年)10月25日提出

大阪狭山市長 古川 照人

記

住 所 大阪府大阪狭山市池之原四丁目911番地の1

氏 名 辻 光 治

昭和27年1月27日生

令和元年 10月25日 同 意

大阪狭山市議会議長 片岡由利子



岩室財産区管理会の財産区管理委員の選任につ
いて

下記の者を岩室財産区管理会の財産区管理委員に選任したいので、大阪狭山市財産
区管理会の設置等に関する条例（平成18年大阪狭山市条例第4号）第3条第1項の
規定により、議会の同意を求める。

令和元年(2019年)10月25日提出

大阪狭山市長 古 川 照 人

記

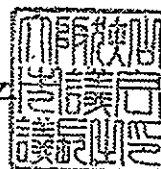
住 所 大阪府大阪狭山市池之原二丁目1027番地の1

氏 名 谷 脇 博 則

昭和27年9月28日生

令和元年 10月25日 同 意

大阪狭山市議会議長 片岡由利子



岩室財産区管理会の財産区管理委員の選任につ
いて

下記の者を岩室財産区管理会の財産区管理委員に選任したいので、大阪狭山市財産
区管理会の設置等に関する条例（平成18年大阪狭山市条例第4号）第3条第1項の
規定により、議会の同意を求める。

令和元年(2019年)10月25日提出

大阪狭山市長 古川 照 人

記

住 所 大阪府大阪狭山市池之原三丁目469番地

氏 名 北 井 守

昭和28年11月8日生

令和元年 10月25日 同 意

大阪狭山市議会議長 片岡由利子



岩室財産区管理会の財産区管理委員の選任につ
いて

下記の者を岩室財産区管理会の財産区管理委員に選任したいので、大阪狭山市財産
区管理会の設置等に関する条例（平成18年大阪狭山市条例第4号）第3条第1項の
規定により、議会の同意を求める。

令和元年(2019年)10月25日提出

大阪狭山市長 古川 照 人

記

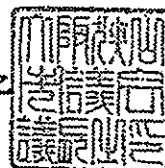
住 所 大阪府大阪狭山市岩室三丁目296番地の3

氏 名 川 崎 豊 信

昭和37年11月26日生

令和元年 10月25日 同 意

大阪狭山市議会議長 片岡由利子



令和元年 11月 17日

池之原地区会
地区長 [REDACTED] 様池之原水利組合
組合長 [REDACTED]

財産区財産の処分（目的外使用の許可）についての承諾書

下記物件の処分に関し、水利権者において協議が整いましたのでこれを異議なく承諾致します。

1. 物件表示

所 在		地目	地積 (㎡)	備 考
町 名	地 番		公簿面積	
大阪狭山市岩室3丁目	302番1	溜池	9634	
大阪狭山市岩室3丁目	302番2	堤	1378	

岩室財産区財産の処分に関する水利組合役員会議事録

1. 日 時 令和元年 11 月 17 日 (日)
開 会 19 時 00 分
閉 会 20 時 00 分

2. 場 所 池之原地区会館

3. 出席者 7 名 (委任状含む)

4. 議 長 池之原水利組合長

5. 付議事件 岩室財産区財産：濁り池の処分 (目的外使用の許可) について

6. 付議事件説明

濁り池は、岩室財産区財産の農業用溜池として機能してきたところであるが、農業従事者の減少により日常の維持管理が困難な状況となっている。さらに今後、老朽化等による改修工事費や修繕費の財源を確保することが非常に厳しいところであり、現状のままでは適正な維持管理を続けていくことが困難な状況にある。

このようなことから、ため池の構造や本来の用途又は目的が阻害されず効率的利用の見地から、太陽光発電実施のために濁り池を目的外使用させることについて、許可することを決定するものである。

物件表示

所 在		地目	地積 (㎡)	備 考
町 名	地 番		公簿面積	
大阪狭山市岩室 3 丁目	302 番 1	溜池	9634	
大阪狭山市岩室 3 丁目	302 番 2	堤	1378	

7. 役員会決議内容

(1)所有者の確認について

大阪狭山市岩室 3 丁目 302 番 1、同番 2 の濁り池は、登記簿の所有者には「狭山町」と表示されているが、昭和 44 年に、所有者「共有地」であったものを、理由は不明であるが、便宜上「狭山町」として登記されたものである。

当該財産は岩室財産区が従来から管理しているもので、築造年月日は不詳であるが、古くから旧岩室村の農業用水溜池として機能していたことが歴史的経過からも伺えることから、岩室財産区有の財産であることを改めて確認した。

岩室財産区への所有権の移転登記にかかる事務手続きを、岩室財産区管理者大阪狭山市長に依頼する。

(2)処分 (目的外使用の許可) について

当該物件を次のように処分 (目的外使用の許可) することについて、異議なく承認する。処分に係る事務手続きを、岩室財産区管理者大阪狭山市長あてに依頼する。

① 使用の目的

水上太陽光発電事業実施のため

② 使用許可の相手方

住 所 宮崎県宮崎市高岡町高浜 1 4 9 5 番地 5 5

名 称 株式会社共立電機製作所

③ 使用許可の期間

令和 2 年 1 月 1 日から令和 18 年 11 月 30 日まで

④ 使用料

年額 2, 126, 400 円 (月額 177, 200 円)

※ただし、令和 2 年 1 月分から令和 5 年 12 月分までは、

年額 1, 500, 000 円 (月額 125, 000 円) とし、

令和 6 年 1 月分のみ月額 134, 482 円とする。

(3)処分金の使途

処分金の 1/3 を大阪狭山市の一般会計に繰り入れ、残りの 2/3 を岩室財産区における公共事業に充当するため、岩室財産区特別会計で管理を依頼する。

本議事録が正確であることを証するため、出席役員全員が署名捺印する。

令和元年 11 月 17 日

役職名	氏 名	住 所	印
水利組合長			
会計			
役員			
"			
"			
"			
"			

令和元年 10 月 16 日

岩室財産区管理者
大阪狭山市長 古川 照人 様池之原地区会
地区長

財産区財産の処分（目的外使用の許可）について

今般、岩室財産区財産である下記物件の処分（目的外使用の許可）を致したく、関係者一同の承諾を得たので申請します。

記

1. 物件の表示

所 在		地目	地積 (㎡)	備 考
町 名	地 番		公簿面積	
大阪狭山市岩室 3 丁目	302 番 1	溜池	9634	
大阪狭山市岩室 3 丁目	302 番 2	堤	1378	

2. 処分の理由

濁り池は、岩室財産区財産の農業用溜池として機能してきたところであるが、農業従事者の減少により日常の維持管理が困難な状況となっている。さらに今後、老朽化等による改修工事費や修繕費の財源を確保することが非常に厳しいところであり、現状のままでは適正な維持管理を続けていくことが困難な状況にある。

このようなことから、ため池の構造や本来の用途又は目的が阻害されず効率的利用の見地から、太陽光発電実施のために濁り池を目的外使用させることについて、許可することを決定するものである。

3. 協議内容

(1)所有者の確認について

大阪狭山市岩室 3 丁目 302 番 1、同番 2 の濁り池は、登記簿の所有者には「狭山町」と表示されているが、昭和 44 年に、所有者「共有地」であったものを、理由は不明であるが、便宜上「狭山町」として登記されたものである。

当該財産は岩室財産区が従来から管理しているもので、築造年月日は不詳であるが、古くから旧岩室村の農業用水溜池として機能していたことが歴史的経過からも伺えることから、岩室財産区有の財産であることを改めて確認した。

岩室財産区への所有権の移転登記にかかる事務手続きを、岩室財産区管理者大阪狭山市長に依頼する。

(2)処分（目的外使用の許可）について

当該物件を次のように処分（目的外使用の許可）することについて、異議なく承認する。処分に係る事務手続きを、岩室財産区管理者大阪狭山市長あてに依頼する。

① 使用の目的

水上太陽光発電事業実施のため

② 使用許可の相手方

住 所 宮崎県宮崎市高岡町高浜 1 4 9 5 番地 5 5

名 称 株式会社共立電機製作所

③ 使用許可の期間

令和 2 年 1 月 1 日から令和 1 8 年 1 1 月 3 0 日まで

④ 使用料

年額 2, 1 2 6, 4 0 0 円（月額 1 7 7, 2 0 0 円）

※ただし、令和 2 年 1 月分から令和 5 年 1 2 月分までは年額 1, 5 0 0, 0 0 0 円（月額 1 2 5, 0 0 0 円）、令和 6 年 1 月分のみ月額 1 3 4, 4 8 2 円とする。

(3)処分金の使途

処分金の 1 / 3 を大阪狭山市の一般会計に繰り入れ、残りの 2 / 3 を岩室財産区における公共事業に充当するため、岩室財産区特別会計で管理を依頼する。

合意書

岩室財産区（以下「甲」という。）とメルシーfor SAYAMA 株式会社（以下「乙」という。）とは、平成28年8月1日以降の乙による濁り池の太陽光発電事業にかかる使用（以下「本件使用」という。）に関し、次のとおり合意する。

- 1 乙は本件使用に関し、甲に対し、解決金として金4,797,191円の支払義務があることを認める。
- 2 乙は前条の金員から既払いの金3,922,191円を除いた残額を、令和2年1月末日限り甲の指定する口座に振り込んで支払う。
- 3 甲及び乙は、甲と乙との間には、本件使用に関し、本合意書に定めるもののほか、何らの債権債務がないことを相互に確認する。
- 4 甲及び乙は、この合意書は仮の合意書であり、大阪狭山市議会の議決を得たときに効力を生ずるものであることを確認する。

以上の合意を証するため、本書を2通作成し、甲乙が記名押印の上、各1通を保持するものとする。

令和元年12月6日

甲

住所 大阪狭山市狭山一丁目2384番地の1

氏名 岩室財産区

管理者 大阪狭山市長 古川 照人

代理 大阪狭山市副市長 田中 孝



乙

住所 大阪狭山市狭山一丁目2358番地の8

氏名 メルシーfor SAYAMA 株式会社

代表取締役 古川 照人



議案第72号

和解について

岩室財産区が、濁り池の太陽光発電事業に係る使用に関し、下記のとおり和解するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求める。

令和元年(2019年)12月12日提出

大阪狭山市長 古川 照人

記

1 相手方

大阪府大阪狭山市狭山一丁目2358番地の8

メルシー for SAYAMA株式会社

代表取締役 古川 照人

2 和解の内容

(1) 相手方は、平成28年8月1日以降の相手方による岩室財産区財産である濁り池(以下「濁り池」という。)の太陽光発電事業に係る使用(以下「本件使用」という。)に関し、岩室財産区に対し、解決金として金4,797,191円の支払義務があることを認める。

(2) 相手方は、上記(1)の金員から既払いの金3,922,191円を除いた残額

を、令和2年1月末日限り岩室財産区の指定する口座に振り込んで支払う。

- (3) 岩室財産区及び相手方は、岩室財産区と相手方との間には、本件使用に関し、本和解条項に定めるもののほか、何らの債権債務がないことを相互に確認する。

3 事案の概要

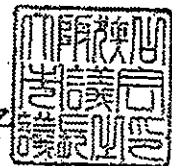
相手方が、平成28年8月1日以降濁り池において実施している太陽光発電事業について、平成30年2月26日付けの市長要求監査の結果及び意見を踏まえ、事務等の正常化に取り組んできた。また、平成30年5月31日付けで、大阪狭山市監査委員から、地方自治法第242条第4項の規定に基づき必要な措置を講じるよう勧告を受けた。

○ 岩室財産区は、平成30年6月26日付けで相手方に対し、濁り池について、速やかに、不法占有状態の解消を図ることなど是正を求めた。

岩室財産区は、関係する住民との調整や相手方との交渉の結果、相手方が解決金として金4,797,191円の支払義務があり、任意で弁済することを認めたため、上記2の内容で和解を締結するものである。

令和元年 12月20日 原案可決

大阪狭山市議会議長 片岡由利子



議案第 77 号

大阪狭山市岩室財産区行政財産使用料条例について

大阪狭山市岩室財産区行政財産使用料条例を次のとおり提出する。

令和元年(2019年)12月12日提出

大阪狭山市長 古川 照 人

大阪狭山市岩室財産区行政財産使用料条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第225条の規定により岩室財産区の行政財産（以下「行政財産」という。）の使用について徴収する使用料（以下「使用料」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(使用料及びその徴収方法等)

第2条 岩室財産区管理者（以下「管理者」という。）は、この条例の施行の日から令和18年11月30日までの間、別表に掲げる行政財産を使用する者から、同表に定める使用料を徴収する。

第3条 前条に定めるもののほか、行政財産の使用の許可を受けた者から徴収する使用料及びその徴収方法等については、大阪狭山市行政財産使用料条例（令和元年大阪狭山市条例第 号）の規定の例による。

(委任)

第4条 前2条に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年1月1日から施行する。

(適用区分)

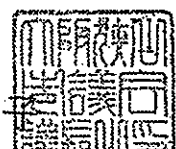
2 この条例の施行の日から令和5年12月31日までの間における別表の規定の適用については、同表中「177,106円」とあるのは、「125,000円」とし、令和6年1月1日から同月31日までの間における同表の規定の適用については、同表中「177,106円」とあるのは、「134,482円」とする。

別表（第2条関係）

行政財産の名称	行政財産の位置	使用の目的	使用料
濁り池	大阪府大阪狭山市岩室三丁目302番1及び302番2	太陽光発電事業	月額177,106円

令和元年 12月20日 原案可決

大阪狭山市議会議長 片岡由利



大阪狭山市行政財産使用料条例について

大阪狭山市行政財産使用料条例を次のとおり提出する。

令和元年(2019年)12月12日提出

大阪狭山市長 古 川 照 人

大阪狭山市行政財産使用料条例

大阪狭山市使用料条例（昭和44年大阪狭山市条例第18号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、別に定めがあるもののほか、地方自治法（昭和22年法律第67号）第225条の規定により行政財産の使用について徴収する使用料（以下「使用料」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（使用料）

第2条 行政財産の使用の許可を受けた者は、使用料を納付しなければならない。

2 使用料の額は、行政財産の種類及び使用の状況に応じ、別表第1に定めるところによる。この場合において、その使用期間が1年に満たないときは月割により計算し、当該期間に1月未満の端数があるときは当該月については日割により計算するものとする。

3 前項の規定にかかわらず、別表第1の(1)（その使用期間が1月に満たない場合に限る。）、(2)、(4)（土地を使用させる場合であって、その使用期間が1月以上のときを除く。）及び(5)の場合の使用料の額は、前項に規定する額に消費税等相当額（消費税法（昭和63年法律第108号）に基づき消費税が課される額に同法に基づく税率を乗じて得た額及び地方税法（昭和25年法律第226号）に基づき地方消費税が課される額に同法に基づく税率を乗じて得た額をいう。）を加えて得た額とする。

4 前2項の規定にかかわらず、市長が適当と認めたときは、前2項の規定により算出した額を最低価格とし、入札等により決定した額を当該使用料の額とすることができる。

5 前3項の規定にかかわらず、別表第2に掲げる行政財産を使用する場合の使用料の額は、同表に定めるところによる。

6 第2項から前項までの規定により算出した額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が100円未満であるときは、その端数の金額又はその全額を100円とする。

（減免）

第3条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用料の額を減額し、又は

使用料の徴収を免除することができる。

- (1) 国、地方公共団体その他公共団体において、公用又は公共用に供するために使用するとき。
- (2) 災害その他緊急やむを得ない事態の発生により応急用の施設として短期間使用させるとき。
- (3) 前2号のほか、市長が特に必要があると認めるとき。

(徴収方法)

第4条 使用料は、行政財産の使用を開始する前に徴収する。ただし、市長が特に必要があると認めるものについては、当該使用を開始する日以後にその全部又は一部を納付させることができる。

(還付)

第5条 既納の使用料は、還付しない。ただし、公用又は公共用に供するため行政財産の使用の許可を取り消したときその他市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(過料)

第6条 詐欺その他の不正の行為により使用料の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が50,000円を超えないときは、50,000円とする。)以下の過料に処する。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行前に地方自治法第238条の4第7項の規定により使用の許可を受けた行政財産の使用又は公の施設の利用につき徴収する使用料及び当該使用又は利用に係る手続については、なお従前の例による。

別表第1 (第2条関係)

行政財産の種類及び使用の状況	年額の使用料
----------------	--------

(1) 土地を使用させる場合	当該土地の価額×4.5/100×当該土地のうち使用させる部分の面積/当該土地の面積
(2) 建物を使用させる場合	(当該建物の価額×6.8/100+当該建物の建築面積部分の土地の価額×4.5/100)×当該建物のうち使用させる部分の面積/当該建物の延べ面積
(3) 電柱、ガス管、水管その他これらに類するものを設置するために使用させる場合	大阪狭山市道路占用料に関する条例(昭和42年大阪狭山市条例第2号)の例により算出した額
(4) 自動販売機その他これに類するものを設置するために使用させる場合	16,000円+1,600円×当該土地又は建物のうち使用させる部分の面積が1平方メートルを超える部分の面積/0.1
(5) 複写機その他これに類するものを設置するために使用させる場合	9,000円
(6) 使用料の算出が(1)から(5)までの規定により難いとして市長が認める場合	市長が別に定める額

備考 当該土地又は建物の価額は、公有財産台帳に登録された価額とする。ただし、この価額により難い場合には、別に市長が当該行政財産の管理者と協議して定める価額によることができる。

別表第2 (第2条関係)

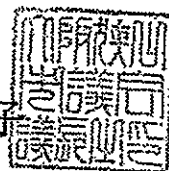
行政財産の名称		単位及び金額			
		午前	午後	午前 午後	夜間
学校施設	屋内運動場	1,000円	1,000円	2,000円	1,500円
	教室、保育室及び遊戯室	500円	500円	900円	700円
	屋外運動場及び園庭	1,000円	1,000円	2,000円	1,500円

備考

- 1 学校施設とは、学校施設の確保に関する政令（昭和24年政令第34号）第2条第1項に規定する学校の施設をいう。
- 2 「午前」は午前8時から正午まで、「午後」は午後1時から午後5時まで、「午前 午後」は午前9時から午後4時まで、「夜間」は午後5時から午後9時までとする。

令和元年 12月20日 原案可決

大阪狭山市議会議長 片岡由利子



大阪狭山市岩室財産区基金条例について

大阪狭山市岩室財産区基金条例を次のとおり提出する。

令和元年(2019年)12月12日提出

大阪狭山市長 古 川 照 人

大阪狭山市岩室財産区基金条例

(設置)

第1条 大阪狭山市の岩室財産区の住民福祉の向上に資することを目的として、当該財産区の管理及び運営の経費に充てるため、大阪狭山市岩室財産区基金（以下「基金」という。）を設置する。

(基金の額)

第2条 基金の額は、岩室財産区特別会計歳入歳出予算に定める額とする。

(運用)

第3条 市長は、基金の設置の目的に応じ、基金の確実かつ効率的な運用に努めなければならない。

(管理)

第4条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により管理しなければならない。

(運用収益の処理)

第5条 基金の運用から生ずる収益は、岩室財産区特別会計歳入歳出予算に計上して、基金に繰り入れるものとする。

(繰替運用)

第6条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻し方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和元年 12月20日 原案可決

大阪狭山市議会議長 片岡由利子



別紙 10

令和元年度(2019年度)大阪府大阪狭山市岩室財産区特別会計予算

令和元年度(2019年度)大阪府大阪狭山市の岩室財産区特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 5, 174 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和元年(2019年)12月12日提出

大阪府大阪狭山市長 古 川 照 人

令和元年 12月20日 原案可決

大阪狭山市議会議長 片岡 由 利



第1表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金 額
		千円
1 使用料		375
	1 使用料	375
2 財産収入		1
	1 財産運用収入	1
3 諸収入		4,798
	1 雑入	4,798
歳 入 合 計		5,174

歳 出

款	項	金 額
		千円
1 総務費		5,174
	1 総務管理費	5,174
歳 出 合 計		5,174

令和元年度（2019年度）

歳入歳出予算事項別明細書
（岩室財産区特別会計）

歳 入

1 款 使用料

1 項 使用料

目	本年度予算額	前年度予算額	比 較
1 使用料	千円 375	千円 0	千円 375
計	375	0	375

2 款 財産収入

1 項 財産運用収入

1 利子及び配当金	1	0	1
計	1	0	1

3 款 諸収入

1 項 雑入

1 雑入	4,798	0	4,798
計	4,798	0	4,798

歳 出

1 款 総務費

1 項 総務管理費

目	本年度予算額	前年度予算額	比 較	本年度予算額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
1 一般管理費	千円 5,174	千円 0	千円 5,174	千円	千円	千円 376	千円 4,798
計	5,174	0	5,174	0	0	376	4,798

節		説 明
区 分	金 額	
1 使用料	千円 375	濁り池使用料 千円 375

1 利子及び配当 金	1	岩室財産区基金積立金運用利子収入 1

1 雑入	4,798	雑入 4,798

節		説 明
区 分	金 額	
19 負担金補助及 び交付金	千円 1,500	001 一般管理事業 千円 5,174
		地域公共事業等交付金 1,500
25 積立金	3,561	岩室財産区基金積立金 3,561
28 繰出金	113	一般会計繰出金 113

令和元年度(2019年度)大阪府大阪狭山市一般会計補正予算(第7号)

令和元年度(2019年度)大阪府大阪狭山市一般会計補正予算(第7号)は、次に定めるところによる。

(歳入予算の補正)

第1条 歳入予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入予算の金額は、「第1表 歳入予算補正」による。

令和元年(2019年)12月12日提出

大阪府大阪狭山市長 古 川 照 人

令和元年 12月20日 原案可決

大阪狭山市議会議長 片岡由利子



第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
18	繰入金	1,221,580	0	1,221,580
	1 他会計繰入金	2,348	113	2,461
	2 基金繰入金	1,219,232	△113	1,219,119
	歳 入 合 計	21,230,075	0	21,230,075

令和元年度（2019年度）
歳入歳出補正予算事項別明細書
（一般会計）

歳 入

18款 繰入金

1項 他会計繰入金

目	補正前の額	補 正 額	計
1 他会計繰入金	千円 2,348	千円 113	千円 2,461
計	2,348	113	2,461

18款 繰入金

2項 基金繰入金

1 基金繰入金	1,219,232	△113	1,219,119
計	1,219,232	△113	1,219,119

節		説	明
区 分	金 額		
1 他会計繰入金	千円 113	岩室財産区特別会計繰入金	千円 113

1 基金繰入金	△113	財政調整基金繰入金	△113

行政財産使用許可申請書

あて先 岩室財産区管理者
大阪狭山市長

令和 元 年 12 月 27 日
(2019 年)



申請者 住所 宮崎県宮崎市高岡町高浜1495番地
55号

氏名 株式会社共立電機製作所
代表取締役 米良 充典

下記のとおり行政財産の使用を申請いたします。

記

行政財産の名称	濁り池	所在地	大阪狭山市岩室三丁目302番1 302番2
使用する部分の面積	取水設備を除く濁り池一体		
使用目的	濁り池におけるため池太陽光発電事業実施のため		
使用期間	令和2年1月1日から令和2年3月31日まで		
その他必要な事項			

行政財産使用許可書

大狭財第508.6号
令和元年12月27日
(2019年)

株式会社共立電機製作所

代表取締役 米良充典様

岩室財産区

管理者 大阪狭山市長 古川 照



令和元年12月27日付で申請のありました行政財産の使用を下記のとおり許可します。

記

行政財産の名称	濁り池	所在地	大阪狭山市岩室三丁目302番1 大阪狭山市岩室三丁目302番2
使用を許可する 部分の面積	別添図面のとおり		
使用目的	太陽光発電事業実施のため		
使用料の額	月額125,000円		
納入期限	別紙許可条件第2条のとおり		
使用期間	令和2年1月1日から令和2年3月31日まで		
許可の条件	別紙許可条件のとおり		

(別紙)

許可条件

表記の行政財産使用許可について、岩室財産区（以下「甲」という。）は、株式会社共立電機製作所（以下「乙」という。）に以下の条件を付して許可するものとする。

（使用を許可する部分）

第1条 使用を許可する物件は、下記土地上に存するため池（以下「濁り池」という。）の水面及び周辺の堤防の一部（別添図面のとおりに）（以下、あわせて「許可物件」という。）とする。

記

所在	大阪狭山市岩室三丁目	地番	302番1	地目	溜池	地積	9634㎡
所在	大阪狭山市岩室三丁目	地番	302番2	地目	溜池	地積	1378㎡

2 乙は、常に関係法規を遵守し、関係官庁からの取締り、照会等について全責任を負わなければならない。

（使用料の納入方法及び納入期限）

第2条 乙は甲に対し、毎月、当月分の表記使用料を、前月末日限り、甲の発行する納入通知書により支払わなければならない。ただし、表記の使用期間の最初の月分の表記使用料については、同月末日限り、甲の発行する納入通知書により支払うことができる。

（許可物件の使用）

第3条 乙は、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第9条第3項の規定に基づく認定（以下「FIT認定」という。）を受けたうえで、別添図面のとおりに濁り池の水面にフロート式太陽光発電パネルを設置し、堤防に変電設備等を設置して（以下「本発電設備」という。）、太陽光発電事業を行わなければならない。

2 乙は、前項の太陽光発電事業を行うにあたって、地域の景観や周辺住民への影響に配慮しなければならない。

3 乙は、本発電設備を適正に管理し、濁り池の水利に支障が生じないようにしなければならない。

4 乙は、毎年2回、濁り池の水質検査を行い、甲に対しその結果を報告しなければならない。

5 乙は、本発電設備近傍のゴミ等の収集及び処分を行わなければならない。

6 甲が水質悪化防止等のために池干しの必要があると判断したときは、乙はこれに協力しなければならない。この場合、池干しによって、本発電設備の不具合等乙に損害が生じたとしても、甲は責任を負わない。ただし、甲に故意又は重大な過失のあるときはこの限りでない。

7 甲が本発電設備を環境教育等に活用しようとするときは、乙は、本発電設備の公開、関係資料及び発電データの提供等、これに協力しなければならない。ただし、乙は、合理的な理由があるときは、協力しないことができる。

（本発電設備の変更）

第4条 本発電設備の新設、増改築、改造、取替又は除去等を行うなど、現状を変更するときは、乙は、予め甲に図面、仕様書、工程表等を提出して届け出た上で、甲の書面による承諾を得なければならない。

2 前項の工事については、甲及び乙との協議の上で施工業者を決定し、その費用はすべて乙が負担しなければならない。

3 本発電設備に賦課される公租公課は名義の如何にかかわらず、乙が負担しなければならない。

4 乙が甲の書面による承諾を得ることなく第1項の行為に及んだときは、乙は、甲の請求により速やかに原状に復さなければならない。この場合、乙は、要した費用・損害を甲に請求することはできない。

(修繕)

第5条 乙は、本発電設備のすべての修繕をその費用で行わなければならない。

2 前項の修繕を要する箇所を発見した場合は、乙は速やかに甲に通知しなければならない。

(本発電設備の保守管理)

第6条 乙は、本発電設備の正常な運転状態を維持すべく、適正に本発電設備の保守管理を行わなければならない。

2 乙は、本発電設備について毎月1度の点検及び法定点検を行って、必要に応じてシステムの調整、部品の交換等を行い、その結果を遅滞なく甲に書面で報告しなければならない。

3 乙は、前項に規定する点検を、緊急やむを得ない場合を除き、基本的に月曜日から金曜日までの8時30分から17時30分までに行うなど、周辺住民に配慮して行わなければならない。

4 乙は、本発電設備に故障、不具合、損壊等が生じたときは、甲に報告するとともに、直ちに技術員を派遣するなどして、故障等を確認し、修理その他の適切な措置を講じなければならない。

(費用負担)

第7条 乙は、次の各号に掲げる費用を負担しなければならない。

(1) 本発電設備にかかる修繕費、消耗品費、保守管理・点検費用

(2) 許可物件及び本発電設備の使用にかかる電気・ガス・上下水道料金、動力費、燃料費、通信費

(3) 許可物件及び本発電設備の清掃、衛生費、廃棄物処理費

(4) 許可物件及び本発電設備の警備費、消火器点検・詰替費

(5) その他、許可物件及び本発電設備の使用に関して生じる一切の費用

(制限事項)

第8条 乙は、甲の事前の書面による承諾なくして、次の各号に該当する行為を行ってはならない。ただし、4号に関し、甲は、現在本発電設備の所有者が㈲グッドセンターコンサルティングであることを承諾する。

(1) この使用許可により生ずる権利又は義務を、第三者に譲渡し、又は担保に供すること

(2) 許可物件の全部又は一部を、第三者に転貸し、又は使用させ若しくは共同使用すること

(3) F I T認定を受けた発電事業者の地位を、第三者に譲渡し、又は担保に供すること

(4) 本発電設備の全部又は一部を、第三者に譲渡し若しくは担保に供し、又は転貸し、使用さ

せ若しくは共同使用すること

- (5) 許可物件又は本発電設備に乙以外の名義を表示すること

(禁止事項)

第9条 乙は、次の各号に該当する行為を行ってはならない。

- (1) 許可物件を表記の使用目的以外に使用すること
- (2) 爆発性、発火性のおそれのある物品、その他危険若しくは不潔悪臭又は不体裁な物品を、許可物件内又はその周辺に搬入存置すること
- (3) 水質に影響を与える資機材又は薬品等を使用すること
- (4) 濁り池又はその周辺の水質、土壌を汚染させること
- (5) その他、許可物件の維持管理上の安全、美観、品位の保持などを害すること

(善管注意義務、賠償責任、保険)

第10条 乙は、許可物件を、善良なる管理者の注意をもって使用しなければならない。

2 乙は、許可物件を使用するにあたっては、消防法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、その他許可物件の環境の保全に関する諸法令に常に適合するよう努めなければならない。

3 乙、その使用人・請負人、訪問者その他乙の関係者が、許可物件の使用に関連して、甲又は第三者に損害を与えたときは、乙はその一切の損害を賠償しなければならない。ただし、自然災害等の不可抗力その他乙の責めに帰することができない事由によって生じたもの及び甲の故意又は過失に基づくものは、この限りでない。

4 乙は、天災、火災、盗難、本発電設備の故障等による損害を填補するため、火災保険、地震保険、その他必要な損害保険に加入し、甲に対し、速やかにその証券の写しを提出しなければならない。この場合、保険により填補された損害額を前項但書の甲の負担額から控除する。

(近隣住民対応)

第11条 甲の住民、その他の第三者から苦情又は説明の申出があったときは、乙は、甲の指示に従い、その責任と負担において適正迅速に解決しなければならない。ただし、甲は、乙の要請に基づき、この解決に必要な協力をしなければならない。

2 甲は、乙の要請に基づき、前項の解決に必要な協力をしなければならない。ただし、甲は、合理的な理由があるときは、協力しないことができる。

3 乙は、本発電設備に関するデータ等の公開を近隣住民が求めた場合は、これを速やかに公表しなければならない。

(届出義務)

第12条 乙は、次の一に該当するときは、甲に対し速やかにその旨を書面により届け出なければならない。

- (1) 商号、社名、屋号、住所等を変更するとき
- (2) 代表者、その住所等を変更するとき
- (3) 実印、代表者印を変更するとき
- (4) 資本構成に重大な変更を生ずるとき
- (5) 防火責任者を変更するとき
- (6) 緊急要件発生の場合の連絡先を変更するとき

(7) その他重要な変更が生じたとき

(秘密保持)

第13条 甲と乙は、この使用許可に関連して知りえた、相手方の事業に関連する一切の情報、及び相手方が機密事項として通知した情報を、相手方の同意を得ることなく、第三者に対し、開示又は漏洩してはならない。

2 前項は、この使用許可終了後も効力を有する。

(立入点検)

第14条 乙及び乙の指定する者は、許可物件及び本発電設備の使用状況その他許可物件の管理運営のために必要な事項について甲に報告しなければならない。

2 甲又は甲の指定する者は、許可物件及びその周辺の保全・衛生・防犯・防火・救護等保守管理上必要のあるときは、予め乙に通知した上で、いつでも許可物件及び本発電設備に立ち入り、これを点検し適宜の措置を講ずることができる。ただし、緊急又は非常の場合で、甲が予めこの旨を乙に通知できないときは、事後速やかに乙に通知するものとする。

3 前二項の場合、乙は甲の措置に協力しなければならない。

(使用許可の取消し)

第15条 甲は、乙に以下の事由が生じた場合には、催告の上、この使用許可を取り消すことがある。

(1) 使用料の支払を怠ったとき

(2) 許可物件を表記の使用目的以外に使用したとき

(3) 第6条、第10条及び第11条に違反したとき

(4) FIT認定が取り消されたとき

(5) 正当な理由なく、許可物件から退去し、又は許可物件を引き続き1ヶ月以上使用しなかったとき

(6) その他使用許可条件に違反したとき

2 甲は、乙に以下の事由が生じた場合には、何ら事前の通知催告を要せず、直ちにこの使用許可を取り消すことがある。ただし、8号及び12号については、当該処分又は違反・抵触の程度が軽微なものを除く。

(1) 前項の場合で、その違反の程度が重大なとき

(2) この使用許可にあたって虚偽の申告をしたとき

(3) 故意又は重大な過失により、甲の名誉、信用、イメージ、評価を毀損し又は損害を与えたとき

(4) 事業の維持が困難になったとき

(5) 主務官庁から営業停止、営業免許・営業登録の取消の処分を受けたとき

(6) 手形又は小切手が不渡りとなったとき、その他支払を停止したとき

(7) 差押、仮差押、仮処分、又は競売等の申立があったとき

(8) 租税滞納処分、その他公権力の処分を受けたとき

(9) 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始等の申立があったとき

(10) 資本の減少、解散、清算、又は事業の全部若しくは重要な一部を廃止若しくは第三者に譲渡したとき

(11) 財産状態が悪化し、又はその信用状態に著しい変化が生じたとき

(12) 乙又はその代表者が、刑罰法令に触れ、又は公序良俗に違反したとき

(13) その他、この使用許可又はそれに付随する契約等に違反し、催告を受けるも改善しないとき

3 前二項によりこの使用許可が取り消された場合、乙は甲に対し、生じた損害を賠償しなければならない。

(公用又は公共用目的、不可抗力による使用許可の取消し)

第16条 天災地変その他不可抗力により許可物件の全部若しくは一部が滅失若しくは損壊し、又は、法令・条例の施行若しくは公権力の行使、関係官庁の指導等（ただし、次項に規定するものを除く。）による許可物件の収用、取払い、用途変更、使用禁止等の事由が発生し、許可物件の使用が不可能となったと客観的に判断される場合には、甲はこの使用許可を取り消す。

2 甲において、許可物件の全部又は一部を公用又は公共用に供する必要が生じたときは、甲はこの使用許可を取り消すことがある。

(原状回復)

第17条 甲がこの使用許可を取り消したとき、又は使用を許可した期間が満了したときは、乙の責でもって許可物件を原状に復して甲へ返還しなければならない。ただし、甲と乙が協議し、甲が特に承認したときは、この限りではない。

(損害賠償)

第18条 乙は、その責めに帰すべき事由により許可物件の全部又は一部を滅失し、若しくはき損したときは、甲の指示に従い速やかに原状に復し、又は損害を賠償しなければならない。

2 前項に掲げる場合のほか、乙は、許可条件を履行しないために甲に損害を与えたときは、その損害額を賠償しなければならない。

(反社会的勢力)

第19条 乙は、次の各号の一に該当しないこと、及び今後も該当しないことを表明かつ保証し、次の各号の一に該当したとき、又は該当していたことが判明したときは、甲は何ら事前の通知催告を要せず、直ちにこの使用許可を取り消す。

(1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下「暴対法」という。）第2条2号）、暴力団員（暴対法第2条第6号）、暴力団密接関係者（大阪狭山市暴力団排除条例第2条第3号）、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団、その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」という。）であること、又は反社会的勢力であったこと

(2) 役員、理事、その他実質的に経営を支配する者が反社会的勢力であること、又は反社会的勢力であったこと

(3) その経営又は運営につき、反社会的勢力が実質的に関与し、又は反社会的勢力に利用されていること

(4) 親会社、子会社（いずれも会社法の定義による。以下同じ。）が前三号のいずれかに該当すること

2 甲は、乙がこの使用許可の履行に関連して次の各号の一に該当したときは、何ら事前の通知催告を要せず、直ちにこの使用許可を取り消す。

(1) 甲の関係者に対して脅迫的な言動をすること、若しくは暴力を用いること、又は甲の関係者の名誉・信用をき損する行為を行うこと

(2) 偽計又は威力を用いて甲の業務を妨害すること

(3) 乙に対して「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」が排除の対象とする不当要求をすること

(4) 反社会的勢力である第三者をして前三号の行為を行わせること

(5) 乙又はその役員、理事、その他実質的に経営を支配する者が、反社会的勢力に対し資金提供を行う等、反社会的勢力の活動を助長する行為を行うこと

(6) 乙の使用人が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していること

(7) 乙の親会社、子会社が前六号のいずれかに該当する行為を行うこと

3 前二項の場合、乙は甲に対し、生じた損害を賠償しなければならない。

